

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることが出来、社員が働きやすい環境をつくり、社員の能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日 ～ 令和6年6月30日

2. 内容

子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標 1 妊娠中や出産後の健康の確保について労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

対策・実施時期

令和3年7月から諸制度や相談窓口を周知する。

目標 2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

対策・実施期間

令和3年7月から育児休業規定や諸制度を事業所内の見やすい場所に備え付け、取得出来ることを告知する。

令和3年7月1日

株式会社 加茂川